2　受給権者は前項の申請をしようとするときは、次に掲げる事項を記載した再交付の申請書を厚生労働大臣に提出しなければならない。
一　氏名（年金証書に記載された氏名に変更がある者にあっては、変更前及び変更後の氏名）、生年月日及び住所
二　個人番号又は基礎年金番号
三　（略）
四　年金証書を滅失し、又は毀損した者にあっては、その事由
3　前項の申請書（年金証書を滅失したことによる第一項の申請に係るものを除く。）には、年金証書を添えなければならない。
4　受給権者は、第一項の申請（年金証書を滅失したことによるものに限る。）をした後、滅失した年金証書を発見したときは、速やかに、これを厚生労働大臣に返納しなければならない。
（氏名変更の届出）
第七十六条　受給権者（厚生労働大臣が住民基本台帳法第三十条の九の規定により機構保存本人確認情報の提供を受けることができる者を除く。）は、氏名を変更したときは、十日以内に、次に掲げる事項を記載した届書を、厚生労働大臣に提出しなければならない。
一　変更前及び変更後の氏名、生年月日並びに住所
二　個人番号又は基礎年金番号
三・四　（略）
2　前項の届書には、次に掲げる書類を添えなければならない。
一　（略）
二　氏名の変更に関する市町村長の証明書又は戸籍の抄本
3　（略）
（住所変更の届出）
第七十六条の二　受給権者（厚生労働大臣が住民基本台帳法第三十条の九の規定により当該受給権者に係る機構保存本人確認情報の提供を受けることができる者を除く。）は、その住所を変更したときは、十日以内に、次に掲げる事項を記載した届書を、厚生労働大臣に提出しなければならない。
一　氏名、生年月日並びに変更前及び変更後の住所
二　個人番号又は基礎年金番号
三　（略）
2　（略）
（払渡希望金融機関等の変更の届出）
第七十六条の三　受給権者は、払渡希望金融機関又は払渡希望金融機関の預金口座の名義を変更しようとするときは、次に掲げる事項を記載した届書を、厚生労働大臣に提出しなければならない。
一　氏名、生年月日及び住所
二　個人番号又は基礎年金番号
三　（略）
四　次のイ及びロに掲げる者の区分に応じ、当該イ及びロに定める事項
イ　附則第十八条第一項第十二号イに規定する者　払渡希望金融機関の名称並びに預金口座の名義及び口座番号
ロ　（略）

2　受給権者は前項の申請をしようとするときは、次の各号に掲げる事項を記載した再交付の申請書を厚生労働大臣に提出しなければならない。
一　受給権者の氏名、生年月日及び住所
二　基礎年金番号
三　（略）
四　滅失又はき損の理由
3　年金証書がき損したことにより前項の申請書を提出するときは、これにそのき損した年金証書を添えなければならない。
4　受給権者は、第一項の申請をした後、滅失した年金証書を発見したときは、速やかに、これを厚生労働大臣に返納しなければならない。
（氏名変更の届出）
第七十六条　受給権者は、氏名を変更したときは、十日以内に、次の各号に掲げる事項を記載した届書を、厚生労働大臣に提出しなければならない。
一　受給権者の氏名、生年月日及び住所
二　基礎年金番号
三・四　（略）
2　前項の届書には、次の各号に掲げる書類を添えなければならない。
一　（略）
二　氏名の変更に関する市町村長の証明書又は戸籍の抄本（厚生労働大臣が住民基本台帳法第三十条の九の規定により受給権者に係る機構保存本人確認情報の提供を受けることができないときに限る。）
3　（略）
（住所変更の届出）
第七十六条の二　受給権者（厚生労働大臣が住民基本台帳法第三十条の九の規定により当該受給権者に係る機構保存本人確認情報の提供を受けることができる者を除く。）は、その住所を変更したときは、十日以内に、次の各号に掲げる事項を記載した届書を、厚生労働大臣に提出しなければならない。
一　受給権者の生年月日
二　基礎年金番号
三　（略）
2　（略）
（払渡希望金融機関等の変更の届出）
第七十六条の三　受給権者は、払渡希望金融機関を変更しようとするときは、次の各号に掲げる事項を記載した届書を、厚生労働大臣に提出しなければならない。
一　受給権者の氏名、生年月日及び住所
二　基礎年金番号
三　（略）
四　次のイ及びロに掲げる者の区分に応じ、当該イ及びロに定める事項
イ　附則第十八条第一項第十二号イに規定する者　払渡希望金融機関の名称及び預金口座の口座番号
ロ　（略）